

## 第4章 まちなか医療施設の整備による効果の予測

### 4-1. まちなか医療施設の整備による中心市街地活性化の効果

#### (1) まちなか医療施設の整備による効果

まちなか医療施設の整備による効果について、医療、市民、まちづくりの視点に基づき整理すると、次のようになる。

##### <医療の視点より>

- まちなかに、二次医療施設を中核に一次医療施設から福祉・介護までが連携する総合的医療・福祉・介護施設ネットワークの形成
- 病院関係者の就業環境の向上

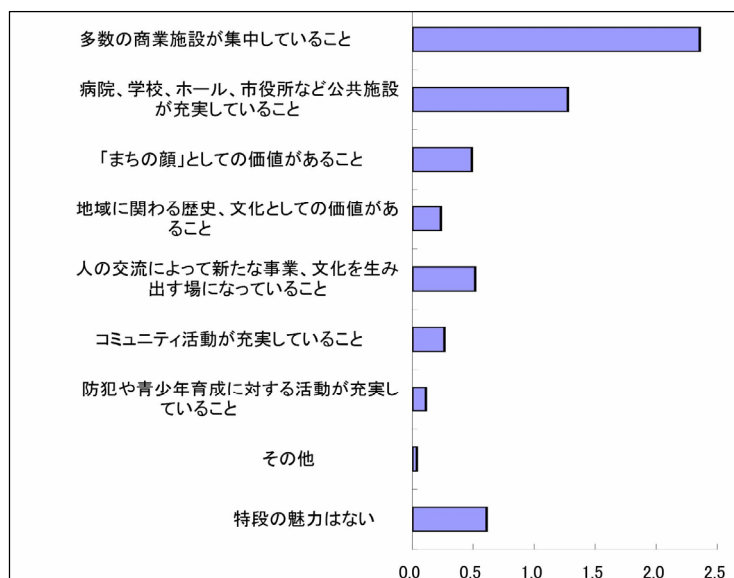
##### <市民の視点より>

- 来院者等や市民の医療機関への接近性・利便性の向上
- 安全・安心の拠点形成
- まちなか居住志向の向上

##### <まちづくりの視点より>

- 中心市街地を都市生活拠点とする都市構造の形成
- 多様な都市機能が充足することによる、中心市街地の魅力の向上（参考）
- 中心市街地への来街者の増加
- 中心市街地活性化の継続的实施、空き店舗解消
- コンパクトシティ形成、低炭素化都市への促進

(参考) 中心市街地の魅力について



出典：(株)三菱総合研究所「商業活性化アンケート調査」(2005年1月)

注：重み付け値(1位：3点、2位：2点、3位：1点の合計の回答数に対する平均した値)  
経済産業省(2005)より転載

(2) 来街者人口数、歩行者交通量及び商業売り上げ額の推計

まちなか医療施設が整備されることによる直接的な効果として、中心市街地においてはまちなか医療施設の利用を主目的とした来街者が増えることが予測されるとともに、そうした来街者による歩行者交通量や商業売り上げ額の増加が期待される。そこで、施設利用者の推計による来街者人口数、歩行者交通量及びまちなか医療施設利用者による商業売り上げ額の推計をおこなう。

その予測は、次の手順でおこなう。

来街者人口数：まちなか医療施設利用者の1日あたり利用者数
歩行者交通量：まちなか医療施設利用者数×周辺施設利用割合×2
商業売り上げ額：まちなか医療施設利用者数×周辺施設利用割合×1人あたり購買額

①来街者人口数の推計

現島田市民病院利用状況は、次の通りである。

- 職 員 数：697人（平成24年3月31日現在）
- 外 来 延 患 者 数：252,453人/年（平均1,038.9人/日・243日：平成22年度）
- 入 院 延 患 者 数：174,583人/年（平均478.3人/日：平成22年度）
- 平均入院日数：12.70日（平成22年度）

現島田市民病院利用状況をもとに、平日及び休日別の利用者数を推計すると、まちなか医療施設の利用者数は平日は約2,080人、休日は約470人と推計された。この推計値を、まちなか医療施設利用における来街者人口数とする。なお、来街者人口数には、このほかに医療関係出入業者による分も加算されると考えられる。

(平日)

属 性	算 出 式	人 数
職 員 数	職員数×90%	627.3人/日
外 来 患 者 数	1日平均外来患者数×100%	1,038.9人/日
外来患者付添者数	外来患者数×20%	207.8人/日
入退院患者数	1日平均入院患者数÷平均入院日数	37.7人/日
入退院時の付添者数	入退院患者数×100%×2	75.4人/日
入院患者付添者 ＋見舞い客	1日平均入院患者数×20%	95.7人/日
計		2,082.8人/日

(休日)

属性	算出式	人数
職員数	職員数×40%	278.8人/日
外来患者数	—	—
外来患者付添者数	—	—
入退院患者数	—	—
入退院時の付添者数	—	—
入院患者付添者 +見舞い客	1日平均入院患者数×40%	191.3人/日
計		470.1人/日

### ②まちなか医療施設の整備による歩行者交通量の推計

まちなか医療施設の整備による歩行者交通量を以下のように推測する。

	まちなか医療施設 利用者数	周辺施設利用割合	歩行者交通量
平日	約 2,080 人/日 ×	30% × 2	約 1,240 人/日
休日	約 470 人/日 ×	50% × 2	約 470 人/日

### ③商業売り上げ額の推計

まちなか医療施設利用者に対して、周辺施設利用割合および購買額を次のように設定し、商業売り上げ額を推計した。

	まちなか医療施設 利用者数	周辺施設 利用割合	購買額(※)	売り上げ額
平日	約 2,080 人/日 ×	30% ×	1,233 円/人	約 769 千円/日
休日	約 470 人/日 ×	50% ×	1,233 円/人	約 289 千円/日
年間総額	平日 245 日、休日 120 日とする			約 223,085 千円/年

※総務省の家計調査（平成 22 年度）において、小都市 A（人口 5～15 万人の市）における、食料、家具・家事用品、被服及び履物、教養娯楽の月間支出額合計額 114,317 円を世帯人員 3.09 人、月間 30 日として算出

$$114,317 \text{ 円/月} \cdot \text{世帯} \div 3.09 \text{ 人/世帯} \div 30 \text{ 日} = 1,233 \text{ 円/人}$$

(参考1) 島田市公共公益施設利用状況との比較

○1日あたりのまちなか医療施設利用者数をもとに年間利用者数を推計すると、約566,000人/年となる。

$$\begin{aligned} & \text{平日利用者数 } 2,080 \text{ 人/日} \times 245 \text{ 日} + \text{休日利用者数 } 470 \text{ 人/日} \times 120 \text{ 日} \\ & = 566,000 \text{ 人/年 (1日平均 } 1,550 \text{ 人/日} \cdot 365 \text{ 日)} \end{aligned}$$

○この年間利用者数を市内の他の公共公益施設と比較すると、最も多い島田図書館の2倍以上の利用者数となっている。

□島田市公共公益施設利用状況（平成21年度実績：島田市統計書平成22年度版）

施設名	年間利用者数	1日平均	1日平均算出方法
しまだ楽習センター	45,041人	126人/日	年間359日開館として算出
島田図書館	(※) 264,000人	851人/日	年間310日開館として算出
島田市博物館	19,866人	64人/日	年間310日開館として算出

(※) 図書貸出状況 396,021点/年より、1人1.5点として算出

(参考2) 周辺施設利用割合の設定の考え方

○周辺施設利用割合の設定は、市立島田市民病院の「平成23年度外来患者アンケート集計報告書」における調査結果を参考に検討した。

(この調査結果は、市立島田市民病院のホームページで公表されている)

○この調査において、受診後に買い物をするとの回答者の割合は約41%であり、そのなかで島田市の中心市街地で買い物するとの回答者の割合は約17%である。

(いずれも有回答者に対する割合)

□受診後の行動予定（平成23年度外来患者アンケート集計報告書）

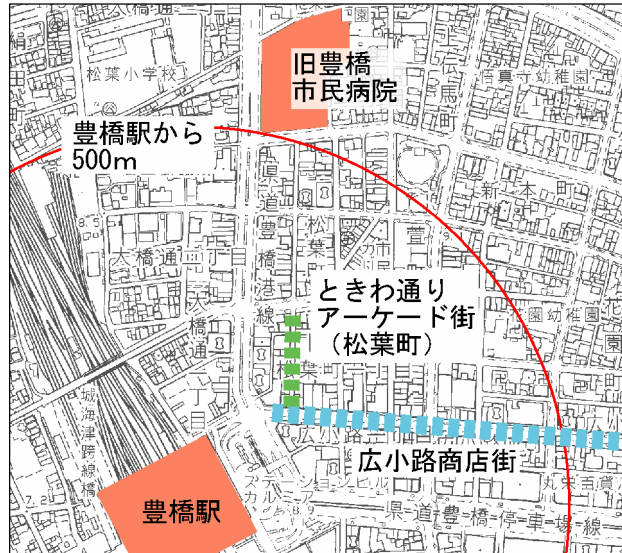
受診後の行動予定			買い物場所の予定		
	回答数	割合		回答数	割合
買い物をする	259	41%	自宅の近く	65	25%
			島田市の中心市街地	42	17%
			市内のショッピングセンター	135	53%
			市外	20	8%
			無回答	6	—
			回答者数	259	
買い物をしない	372	59%	(備考) 割合は、いずれも有回答者数に対するものとして算出		
無回答	73	—			
回答者数	704				

○この調査結果をもとに、まちなか医療施設が中心部にできることによる来院交通手段が変わる可能性があることや、店舗等との近接性をもとに、周辺施設利用割合を平日は30%、休日は50%と設定した。

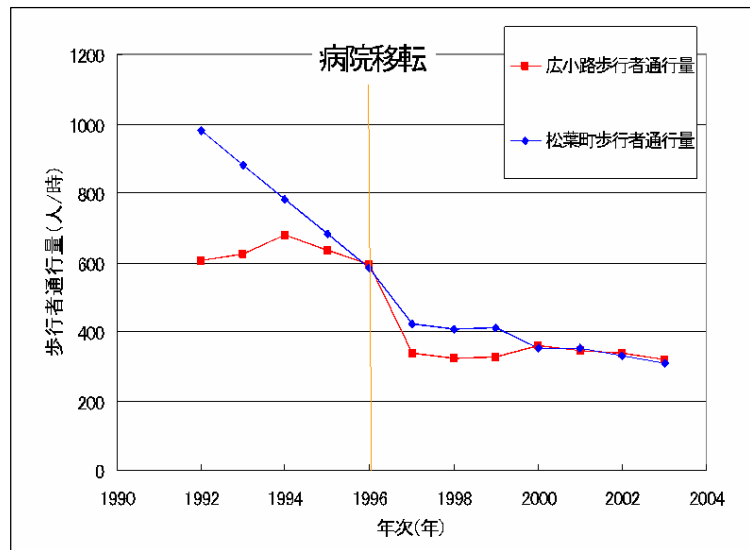
(参考3) 総合病院の移転による歩行者交通量の変化の検証

○愛知県豊橋市では、総合病院である旧豊橋市民病院の近隣における商店街の歩行者交通量の変化を病院移転の前後で比較できる調査結果がある。これによると、1,600人/日(200人/時×8時間として)以上の減少を示した。そこでこの歩行者交通量の変動分は、旧豊橋市民病院利用者であることと推測される。

□旧豊橋市民病院と  
JR 豊橋駅、近隣商店街の  
位置関係



□総合病院の移転による  
歩行者通行量の変動



出典：「総合病院の郊外移転が周辺土地利用に与える影響の実証分析」  
(土木学会平成20年度全国大会)

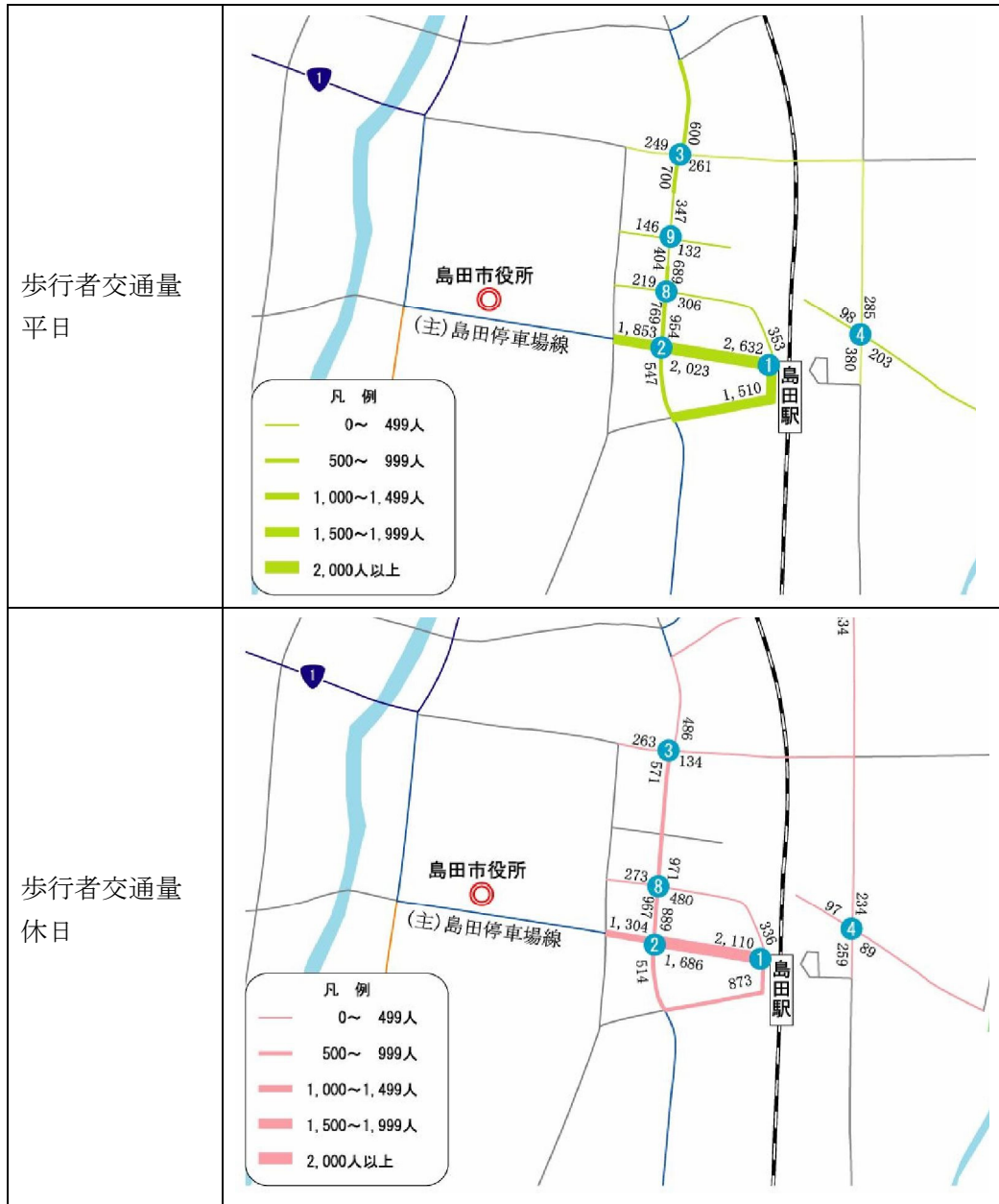
○旧豊橋市民病院は715床であることをもとに、まちなか医療施設が計画病床数536床であることから比率計算すると、この場合の歩行者交通量は約1,200人/日となる。

$$1,600 \text{ 人/日} \times \frac{536 \text{ 床}}{715 \text{ 床}} = 1,199 \text{ 人/日}$$

○したがって、まちなか医療施設の整備による平日歩行者交通量として推計された約1,240人/日は妥当であるといえる。

(参考4) 中心市街地における歩行者交通量について

- 島田市交通流動調査（平成20年度）における中心市街地における歩行者交通量は、平日・休日別に下記の状態である。
- 最も多い歩行者交通量が島田停車場線における平日の2,632人であり、ほとんどの路線で1,000人未満となっている。従って、まちなか医療施設の立地による歩行者交通量の増加の効果は、かなり大きいと期待できる。



12 時間調査による交通量。ただし、「8 本通三丁目交差点」、「9 おび通り交差点」は 9:00~19:00 までの 10 時間調査である。

## 4-2. まちなかの回遊性形成に向けての検討

### (1) まちなかの回遊性形成策

新病院のまちなか設置により、約1,240人の歩行者交通の増加が見込まれる。

これらの来院者が、まちなかを回遊するためには、まちなかへのアプローチの容易さ及びまちなか移動の容易さ・快適性に加えて、沿道でのにぎわいのなか精神的リフレッシュの享受及び健康・医療の共有化等を通してのまちなかへの愛着を強めていただくことが求められる。

更には、まちなかの総合的利便性や快適性のなかで生活するまちなか居住へと繋がることが期待される。

具体的には、以下の事項の検討・計画が期待される。

#### (まちなかへのアプローチの容易さ)

- 公共交通網の強化
- 公共交通結節点（バス待合空間等）の改善

#### (まちなか移動の容易さ・快適性)

- バリアフリーの充実
- 主要歩行者動線（本通、駅前通り、おび通り等）での歩行者空間の充実
- 沿道施設での憩い空間・施設の提供
- 来院者及び病院関係者へのサービス性・利便性の向上及び施設の充実
- 活気や歴史を感じるイベントの開催

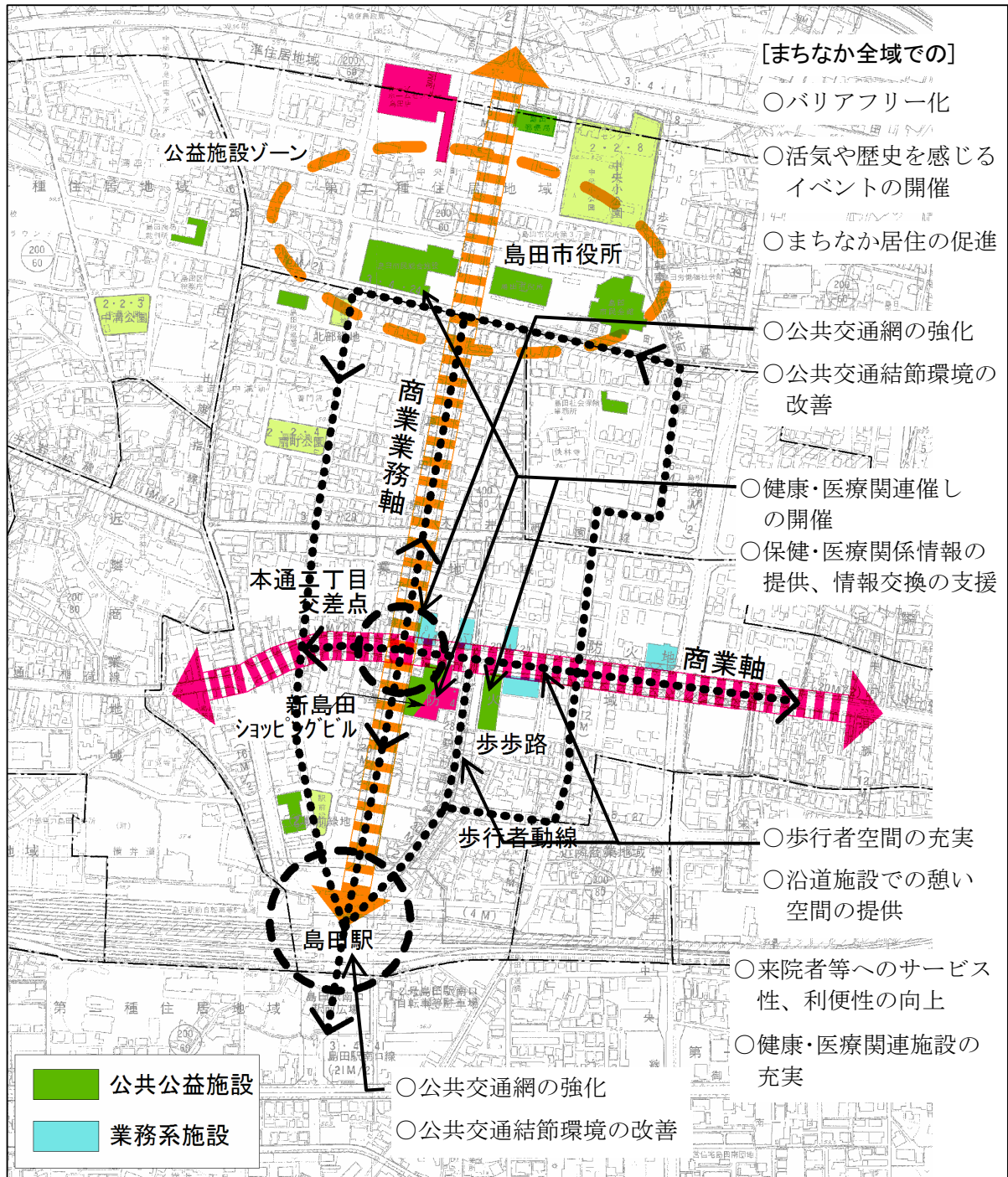
#### (健康・医療の共有化)

- 沿道施設での健康・医療関連施設の充実
- 公益施設等での健康・医療関連催しの充実
- 公益施設等での健康・医療関連の情報提供、情報交換の支援

#### (まちなか居住の促進)

- まちなか住宅の充実
- まちなか住宅の情報提供

(2) まちなかの回遊性形成図





#### 4-3. 都市の低炭素化の促進に関する法律（案）への対応

平成24年2月28日に閣議決定された「都市の低炭素化の促進に関する法律（案）」は、二酸化炭素の削減を図る方策のひとつとして、都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針の策定、市町村による低炭素まちづくり計画の作成及びこれに基づく特別の措置並びに低炭素建築物の普及の促進のための措置を講ずるものである。

この法律案では、市町村が低炭素まちづくり計画を作成し、その計画に基づく措置を講ずることができることとなっている。まちなか医療施設整備に関連する事項としては、次のようなものが考えられる。

##### ○集約都市開発事業の施行に対する補助の実施など

- －病院・福祉施設の共同住宅等の集約整備
- －民間等による集約駐車施設の整備
- －歩いて暮らせるまちづくり

※認定集約都市開発事業者として市がなった場合に、地方公共団体及び国の補助がどのように扱われるかについては要確認

##### ○公共交通券の実施に関する手続きの簡素化

##### ○路線の変更等、バス事業等に関する手続きの簡素化

まちなか医療施設の整備にあたっては、敷地内外における駐車場整備方針や、市民が利用しやすいバス路線への再編等が課題になることが見込まれる。この法律案が、こうした課題への対応策になることが期待できる。

#### □「都市の低炭素化の促進に関する法律案」概要（当基本構想への関連が見込まれる事項の抜粋）

##### 低炭素まちづくり計画に係る特別の措置

- ・市は、単独で又は共同して、基本方針に基づき、市街化区域等のうち都市の低炭素化の促進に関する施策を総合的に推進することが効果的であると認められる区域について、低炭素まちづくり計画を作成することができることとする。
- ・低炭素まちづくり計画に基づき、以下の措置を講ずることとする。
  - ア 集約都市開発事業（病院、共同住宅その他の多数の者が利用する建築物の整備等に関する事業であって都市機能の集約を図るための拠点の形成に資するもの）を市町村長が認定する制度を創設し、所要の支援措置を講ずることとする。
  - イ 低炭素まちづくり計画に記載された駐車機能集約区域内において建築物の新築等を行おうとする者に対し、条例で、集約駐車施設内に駐車施設を設けなければならない旨等を定めることができることとする。
  - ウ 低炭素まちづくり計画に記載された鉄道利便増進事業等を実施しようとする者は、当該事業を実施するための計画を作成し、これに基づき当該事業を実施することとするとともに、当該計画について国土交通大臣の認定を受けた場合には、鉄道事業法等による許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなすこととする。